

協賛金趣意書

「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議」では、人や地域や社会の絆によって、住みよい社会をつくるためのさまざまな活動を社会に広めていく、『安全・安心どさんこ運動』を新たな道民運動として推進しております。

平成18年7月から実施しております「子どもの安全を見守る運動」や、いつでも、どこでも、だれにでも実践することのできる「あいさつ・みまもり・たすけあい運動」を含む『安全・安心どさんこ運動』に道民の皆さんとともに取り組みたいと考えております。

つきましては、この運動を継続的な取組として発展させていくため、啓発資材の作成などに要する費用が必要となっておりますことから、この度、『安全・安心どさんこ運動』協賛金募集要領に基づき協賛金の募集を行うことといたしました。

この運動の趣旨にご理解をいただくとともに、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年4月

北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議

『安全・安心どさんこ運動』協賛金募集要領

1 趣旨

『安全・安心どさんこ運動』を道民運動として継続的に推進するために、必要な啓発資材を作成するなどの資金を協賛金として広く団体や個人から募る。

2 協賛金の募集方法

- (1) 協賛金は、個人や団体の自由意思とし、金額については特に定めない。
- (2) 北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議（以下、「推進会議」という。）の事務局である、北海道環境生活部くらし安全局道民生活課、北海道警察本部生活安全部生活安全企画課及び北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課が窓口となり、協賛金の最終的なとりまとめは、北海道環境生活部くらし安全局道民生活課が行う。
- (3) 協賛金は、事務局が指定する口座へ振込むものとし、その口座は次のとおりとする。
銀行名 北洋銀行道庁支店
口座番号 普通預金 3524141
口座名義 北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議
安全・安心どさんこ運動事務局

3 協賛金の使途

集まった協賛金は、『安全・安心どさんこ運動』に関する啓発資材の作成や同運動を普及させるための広報の費用に充てる。

4 協賛金の収支状況等の報告及び公表

事務局は、協賛金の収支状況等について推進会議に報告するとともに、ホームページで公表する。

附 則

この要領は、平成20年4月11日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年8月24日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

『安全・安心どさんこ運動』

ポスター

ピンバッジ



「子どもの安全を見守る運動」

ポスター

ステッカー

